

## 役員報酬 規定

(目 的)

第1条 この規定は、寄附行為に基づき、本財団の役員報酬に関し必要な事項を定める。

(報酬支給の原則)

第2条 寄附行為第20条に基づき、役員は原則、無報酬とする。

(常勤役員報酬)

第3条 常勤の役員については、理事会の同意を得て、次の報酬を支給する。

- 2 報酬は、本俸月額、期末手当とする。
- 3 退職手当は支給しない。

(常勤役員報酬金額)

第4条 常勤役員報酬金額は、次の通りとし、予算状況、勤務実績等を勘案して、+20～-60%の範囲内で定める。

- 1、本俸月額
  - (1)会長 550,000円
  - (2)専務理事 500,000円
  - (3)常務理事 475,000円
  - (4)理事 450,000円
- 2、期末手当  
基準月額を、一律 300,000円とする。

(70歳以上の常勤役員)

第5条 70歳以上の役員は、次の通りとする。

- 1、本俸月額は、70歳時点の報酬の50%とする。
- 2、期末手当の基準月額は、150,000円とする。

(支給金額等の決定)

第6条 支給金額は、常任理事会で決定する。

2、支給期日、計算方法、支給方法等、当規定に記述のない事項については、職員給与規則を準用する。

附則

この規定は平成19年5月10日から施行する。